

河 号 外
令和 7 年 5 月 26 日

岩手県水防協議会委員 様

岩手県県土整備部河川課

令和 7 年度岩手県水防計画(案)への御意見を踏まえた対応について
岩手県水防協議会につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき感謝
申し上げます。

令和 7 年度岩手県水防計画の策定に当たり、委員の皆様から頂戴した御意見
を基に、別添のとおり対応することとしましたので御確認をお願いします。

なお、御不明な点等がございましたら、お手数をおかけしますが、担当あて
御連絡くださいますようお願いいたします。

担当：

【水防協議会に関すること】

河川管理担当 中田

電話：019-629-5902 FAX：019-629-5909

E-mail:kenta-nakata@pref.iwate.jp

【水防計画に関すること】

流域治水担当 小田島・佐々木

電話：019-629-5905 FAX：019-629-5909

E-mail:atsushi-odashima@pref.iwate.jp

leo@pref.iwate.jp

別紙

令和7年度岩手県水防計画（案）に係る意見及び回答

意見1

水防計画書P9記載の「準備」について、「県が行う水防警報については、「待機」と合わせて発表する」と記載されているが、本来それぞれ発表すべきであれば発表基準と水防警報の種類（水位）に矛盾が生じるのではないか。そのため、いずれは種類（水位）ごとに発表することになるのか確認したい。

関係機関への周知も必要と考える。

回答1

P9記載の「準備」について、「県が行う水防警報については、「待機」と合わせて発表する」としておりますが、現在、「待機」と「準備」をそれぞれ発表できるよう河川情報システムの改修を進めており、完了は今年度内を予定しています。

また、このことについて、関係機関に対して周知します。

意見2

水防計画書P9の準備の発表基準に記載の「併せて」の表現が分かりづらいので、同時や一緒等に修正してはどうか。

回答2

「併せて」から「同時に」へ修正しました。

意見3

水防計画書P9記載の準備水位について、新たに準備水位を設けているが、P2の文言の定義に準備水位の記載がないため、記載を盛り込むか否か確認したい。

回答3

P2の文言の定義に、水防警報を発表する基準となる「待機水位」「準備水位」「出動水位」を記載しました。

意見4

水防計画書P143の図表4-8岩手県知事が行う水防警報について、普代川（普代川水位観測所）の準備水位1.1mが待機水位1.2mを下回っているのを確認してほしい。

回答4

記載の誤りでした。以下のとおり水位を修正しました。

準備水位 1.2m（※修正あり）

待機水位 1.2m（※修正なし）

水防計画（案）抜粋

赤字：令和7年度水防協議会前 修正箇所
青字： // 後 修正箇所

は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

(12) 水位周知下水道

都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の2）。

(13) 水位周知海岸

都道府県知事が、高潮により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の3）。

(14) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては避難判断水位、氾濫注意水位（警戒水位）への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

(15) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況に関係者に通報しなければならない。

(15-2) 待機水位

水防警報「待機」を発表する基準となる水位をいう。

※水防警報の内容及び発表基準についてはP9に記載

(15-3) 準備水位

水防警報「準備」を発表する基準となる水位をいう。

※水防警報の内容及び発表基準についてはP9に記載

(16) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒

すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(16-2) 出動水位

水防警報「出動」を公表する基準となる水位をいう。

※水防警報の内容及び発表基準については P 9 に記載

(17) 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(18) 氾濫危険水位（特別警戒水位）

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(19) 内水氾濫危険水位

法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(20) 洪水特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(21) 雨水出水特別警戒水位

法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(22) 高潮特別警戒水位

法第 13 条の 3 に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。高潮氾濫危険水位に相当する。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(23) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(24) 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

(25) 内水浸水想定区域

内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に

(2) 県が行う水防警報

知事は、知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に
関係のある機関に通知するものとする

水防警報を行う河川名、区域、基準観測所、担当機関は図表 4-8 (p138) のとおりである。

水防警報の伝達系統図は、図表 4-9 (p144) のとおりである。

(3) 国土交通省及び県が行う水防警報の種類及び発表基準

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内 容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が 出動できるように待機する必要がある旨 を警告し、又は、水防機関の出動期間が長 引くような場合に、出動人員を減らしても 差支えないが、水防活動をやめることはで きない旨を警告するもの。	県が行う水防警報においては、図表 4-8 (p138) に記載の待機水位に達し、 なお上昇のおそれがあり待機の必要が あると認められたとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整 備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確 保等に努めるとともに、水防機関に出動の 準備をさせる必要がある旨を警告するも の。 別途水防管理者が定める水防計画に則 り、水防団員自身の安全確保に留意して、 水防活動の準備を行う。	図表 4-6 (p135) 及び図表 4-8 (p138) に記載の準備水位に達し、なお上昇のお それがあり準備の必要があると認めら れたとき。 なお、県が行う水防警報については、 「待機」と同時に発表するものとし、上 記準備水位に達した場合に、「待機」か ら「準備」に移行するものとする。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警 告するもの。 別途水防管理者が定める水防計画に則 り、水防団員自身の安全確保に留意して、 水防活動を実施する。	図表 4-6 (p135) 及び図表 4-8 (p138) に記載の出動水位に達し、なお上昇のお それがあり出動の必要があると認めら れたとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消 した旨及び当該基準水位観測所名による 一連の水防警報を解除する旨を通告する もの。 別途水防管理者が定める水防計画に則 り、水防団員自身の安全確保に留意して、 水防活動を終了する。	国土交通省が行う水防警報において は、図表 4-6 (p135) に記載の準備水位 以下に下降したとき、県が行う水防警報 においては、図表 4-8 (p138) に記載の 出動水位以下に下降したとき。 または、水防活動を必要とする河川状 況が解消したと認めるとき。

水防警報名	区域 (左岸) 区域 (右岸)	観測所名	担当機関名	河川名
安家川	左岸 下閉伊郡岩泉町安家字松林43号地先(米渡橋下流1,080m)から	松林	岩泉土木センター	安家川
	右岸 下閉伊郡岩泉町安家字平城子118番6号地先(安家はたる橋下流1,100m)まで			
普代川	左岸 下閉伊郡岩泉町安家字水渡30号地先(米渡橋下流1,080m)から	子木地	岩泉土木センター	普代川
	右岸 下閉伊郡岩泉町安家字平城子118番6号地先(安家はたる橋下流1,100m)まで			
普代川	左岸 下閉伊郡田野畑村観夷森137番3地先から	普代川	東北広域振興局 土木部	普代川
	右岸 下閉伊郡田野畑村観夷森137番3地先から			
久慈川	左岸 久慈市大川目町第11地割56番18地先(岩井川合流点)から	八日町 生出町	東北広域振興局 土木部	久慈川
	右岸 久慈市大川目町第11地割57番3地先(岩井川合流点)から			
久慈川	左岸 久慈市山形町川井第14地割2番地先(沢繁橋)から	山形	東北広域振興局 土木部	久慈川
	右岸 久慈市山形町川井第13地割67番1地先(沢繁橋)から			
長内川	左岸 久慈市小久慈町第15地割10番4地先(小久慈橋)から	長内橋	東北広域振興局 土木部	長内川
	右岸 久慈市小久慈町第6地割31番4地先(小久慈橋)から			
夏井川	左岸 久慈市夏井町字夏井第3地割5番1地先(生平橋)から	夏井	東北広域振興局 土木部	夏井川
	右岸 久慈市夏井町字夏井第3地割1番5地先(生平橋)から			
宇部川(上流)	左岸 久慈市宇部町第3地割8番1地先(県管理区間上流端)から	宇部	東北広域振興局 土木部	宇部川
	右岸 久慈市宇部町第3地割23番2地先(県管理区間上流端)から			
宇部川(下流)	左岸 久慈市宇部町第11地割79番1地先(石渡橋)から	野田	東北広域振興局 土木部	宇部川
	右岸 久慈市宇部町第12地割62番4地先(石渡橋)から			
大野川	左岸 九戸郡洋野町大野第8地割字西大野31番3地先(東大野橋)から	大野	東北広域振興局 土木部	大野川
	右岸 九戸郡洋野町大野第8地割字西大野12番地先(東大野橋)から			
瀬月内川	左岸 九戸郡九戸村大字伊保内第13地割3番地1地先(栄橋)から	沢田橋	二戸土木センター	瀬月内川
	右岸 九戸郡九戸村大字伊保内第26地割57番地先(南田橋)まで			
雪谷川	左岸 九戸郡軽米町大字軽米第8地割187番11地先(日の戸橋)から	昭和橋	二戸土木センター	雪谷川
	右岸 九戸郡軽米町大字上笠第19地割38番3地先(日の戸橋)から			
馬淵川	左岸 二戸郡一戸町鳥越字平野52番3地先(安比川合流点)から	岩根橋	二戸土木センター	馬淵川 (岩根橋)
	右岸 二戸郡一戸町鳥越字駒木平52番3地先(安比川合流点)から			
馬淵川	左岸 二戸市石切所字大淵3番地先(荒瀬橋)から	石切所	二戸土木センター	馬淵川 (石切所)
	右岸 二戸市石切所字船場16番地先(川原橋上流200メートル地点)			
安比川	左岸 二戸市似鳥字船石31番16地先(馬淵川合流点)から	中央橋	二戸土木センター	安比川 (中央橋)
	右岸 二戸市似鳥字平山61番地先(一戸町堤)から			

観測所名	零点高標高 (m)	水防警報河川		水位通知河川		待機	準備	出動	解除	情報
		水防即時機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)					
松林	272.583	1.8	2.9	3.0	3.5	1.80m	2.40m	2.90m	同上	同上
子木地		1.9	2.1	2.2	2.8	1.90m	1.90m	2.10m	同上	同上
普代川	5.260	1.2	1.5	1.5	1.9	1.20m	1.20m	1.50m	同上	同上
八日町	1.200	1.3	1.9			1.30m	1.60m	1.90m	同上	同上
生出町	6.673	1.6	2.3	3.1	3.4	1.60m	2.00m	2.30m		
山形	263.970	0.7	1.2	1.8	2.2	0.70m	0.80m	1.20m	同上	同上
長内橋	1.450	2.9	3.5	3.6	4.0	2.90m	3.10m	3.50m	同上	同上
夏井	4.700	1.4	1.9	1.9	2.2	1.40m	1.60m	1.90m	同上	同上
宇部	19.710	1.2	1.7	1.8	2.0	1.20m	1.50m	1.70m	同上	同上
野田	3.010	1.3	2.2	3.2	3.7	1.30m	1.70m	2.20m	同上	同上
大野	205.590	0.6	0.8	0.9	1.0	0.60m	0.70m	0.80m	同上	同上
沢田橋	274.610	1.0	1.4	1.5	1.8	1.00m	1.10m	1.40m	同上	同上
昭和橋	143.810	1.7	2.3	3.4	3.5	1.70m	2.20m	2.30m	同上	同上
岩根橋	139.322	1.2	1.8	1.8	2.0	1.20m	1.60m	1.80m	同上	同上
石切所	89.080	1.8	2.6	2.7	3.0	1.80m	2.30m	2.60m	同上	同上
中央橋	177.650	2.0	2.6	2.6	3.3	2.00m	2.00m	2.60m	同上	同上